

「川内地域の緊急時対応」の改定について（案）

1. 改定の目的

「^{せんだい}川内地域の緊急時対応」は、平成26年9月に川内地域ワーキングチーム（現在の川内地域原子力防災協議会）で取りまとめ・確認が行われ、同年9月に原子力防災会議において了承された。その後、平成27年12月及び平成29年1月に実施された鹿児島県原子力防災訓練等を踏まえ平成30年3月に改定、さらに令和3年7月に感染症流行下における対応を盛り込んだ改定を実施している。

今般、能登半島地震の教訓や令和6年度原子力総合防災訓練等を踏まえて、万が一、自然災害等と原子力災害の複合災害が発生した場合、地震や津波等のリスクと住民等の被ばくによるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、「^{せんだい}川内地域の緊急時対応」の改定により、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図る。

2. 改定のポイント

※詳細は次ページ参照

〈改善①〉能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化

対応

複合災害への対応に係る記載の充実化

- 複合災害時の避難に係る基本的な考え方や国の対応体制等について明確化。
- 原子力総合防災訓練で複合災害を想定した訓練を実施しており、その成果も踏まえて記載。

〈改善④〉鹿児島県原子力防災センターの拠点機能の強化

対応

本館隣に別館を増築・拠点機能強化を図った旨を追記

- 別館増築に伴い、除染室を拡大したほか、プレスルームや参集要員の仮眠室及び食事・休憩スペース等を整備した旨を追記。
- 原子力総合防災訓練で別館が有効に活用できることを確認。

〈改善②〉システムの開発・導入による原子力災害対応の円滑化

対応

住民避難支援・円滑化のためのシステムに係る記載の追記

- 「原子力災害時住民避難支援・円滑化システム」を活用し、防災業務関係者が必要とする様々な情報を自動で集約し、管理・共有することでより迅速に避難支援活動を行う旨を追記。
- 原子力総合防災訓練でシステムが有効に活用できることを確認。

〈改善⑤〉広報活動の強化

対応

様々な住民等に向けた「原子力防災のしおり」を作成した旨を追記

- 一般向けのほか、外国語版・小学生向け・拡大文字版・音声版・観光客等向けを作成した旨を追記。

〈改善③〉避難退域時検査に係る実施の円滑化

対応

鹿児島県避難退域時検査等実施計画の策定に係る記載の追記

- 実施場所の選定方法や要員の動員計画、資機材の運搬計画等について定めた実施計画を策定した旨を追記。
- 原子力総合防災訓練で実施計画に基づき検査等を実施。

〈その他の主な改定〉

○最新の避難経路の反映

- ・関係市町の避難計画の見直しに伴い、避難経路を最新のものに更新

○住民状況等の反映

- ・人口、児童数、要配慮者数、社会福祉施設入所者数、バス避難集合場所におけるバス乗車人数等を最新のものに更新

○原子力災害対策指針の改正内容の反映

- ・屋内退避の運用について新たに規定された内容を追記

○原子力事業者による生活物資の支援を追記

- ・避難所における生活環境の確保に資する物資（段ボールベッド・パーティション）の支援を記載

(参考) 「川内地域の緊急時対応」の改定ポイント

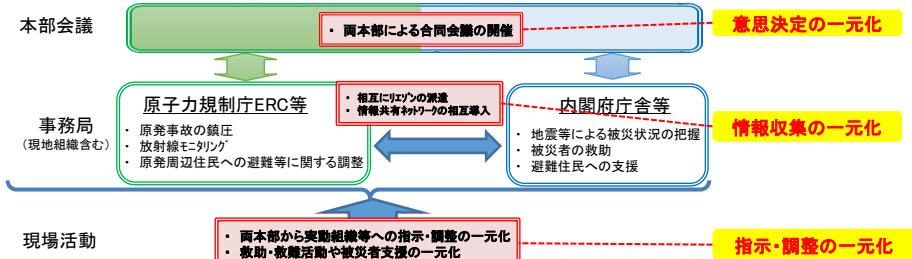
さんだ

改善① 能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化

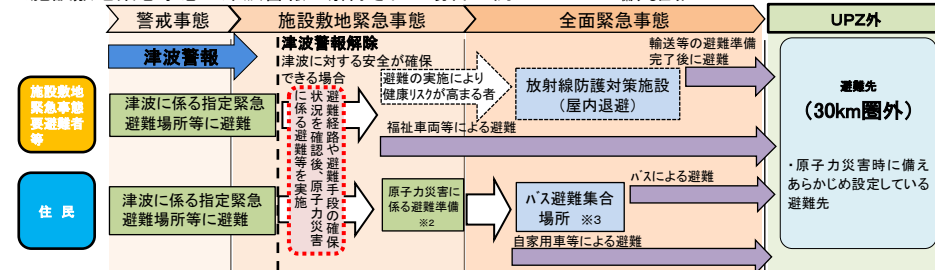
<複合災害時の避難に係る基本的な考え方>

- 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ**複数の避難経路**を設定するなどの対策をとることとする。
- 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつづ、**海路避難**や**空路避難**、**屋内退避**を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
- さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、**実動組織**が住民避難の**支援**を実施する。

<国の対応体制> 原子力災害対策本部 緊急(非常、特定)災害対策本部



<施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合の例>



- ※1 津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。
※2 自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。
※3 バス避難集合場所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなる場合がある。

改善③ 避難退域時検査に係る実施の円滑化

【鹿児島県避難退域時検査等実施計画(令和6年3月策定)の概要】

- 検査等の実施主体
鹿児島県災害対策本部 ※国の原子力災害対策本部の指示に基づき、検査等を実施
- 避難退域時検査場所の選定
避難退域時検査は、県災害対策本部において、候補地の中から被災の状況避難・一時移転の対象となる区域の人口、避難経路、避難車両及び避難退域時検査場所の規模等を踏まえて選定。
- 検査等の要員
検査等を実施するための要員(原子力事業者は900人)について、その役割及び活動内容等に記載(会場の開設数等に応じて要員等を配置)
県及び原子力事業者は、検査等の要員が原子力防災に関する基礎的な研修や機器の取扱いに関する研修を受講できるよう努力。
- 検査等の資機材
県が保有する検査等に必要の資機材については、「緊急・救援物資等輸送に関する協定」に基づき、県災害対策本部から(公社)鹿児島県トラック協会に要請して運搬。
- その他
会場の運営及び管理に関する事項や避難退域時検査場所毎の会場レイアウト等を掲載。



改善④ 鹿児島県原子力防災センターの拠点機能の強化



- 鹿児島県原子力防災センターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造で、本館は5階建て、別館は6階建ての構造。
【電源対策】
 - ・無停電電源装置、非常用発電機(7日間の電源を確保)を設置。
 - ・非常用発電機の燃料不足時には、九州電力(株)が継続して燃料補給を実施。
- 令和5年12月に別館を増築し、拠点機能を強化。
【放射線防護対策】
 - ・整備済みの放射性物質除去フィルター、換気設備、除染設備に加え、除染室を拡大。
 - 【原子力災害対応の円滑化】
 - ・フレールームや参事要員の仮眠室及び食事・休憩スペース等を整備。
 - 【雷害対策】
 - ・避雷針の設置等の既存の対策に加え、令和8年度中に誘導雷等の対策を実施予定。

改善⑤ 広報活動の強化

鹿児島県では、原子力災害の特殊性や災害発生時にとるべき行動と留意点などについて、わかりやすくまとめた「原子力防災のしおり」を鹿児島県ウェブサイトに掲載。
視覚障害者の方向けの拡大文字版・音声版、外国の方向けの外国語版(英語・中国語・韓国語・ベトナム語)、小学生向け、一時滞在者(観光客等)向けのパンフレットも作成([URL:https://www.pref.kagoshima.jp/a102/bosai/sonae/shiori/genshiyokushiori.html](https://www.pref.kagoshima.jp/a102/bosai/sonae/shiori/genshiyokushiori.html))。

改善② システムの開発・導入による原子力災害対応の円滑化

